

【第2回地域審議会資料から】

今後の地域審議会の進め方

1 第1回地域審議会において決定した審議事項を踏まえた進め方の確認

村上地区が抱える課題や推進すべき事項に関するアンケートの実施  
審議委員の皆さんに対し、第2回の議題となる事項のアンケート実施

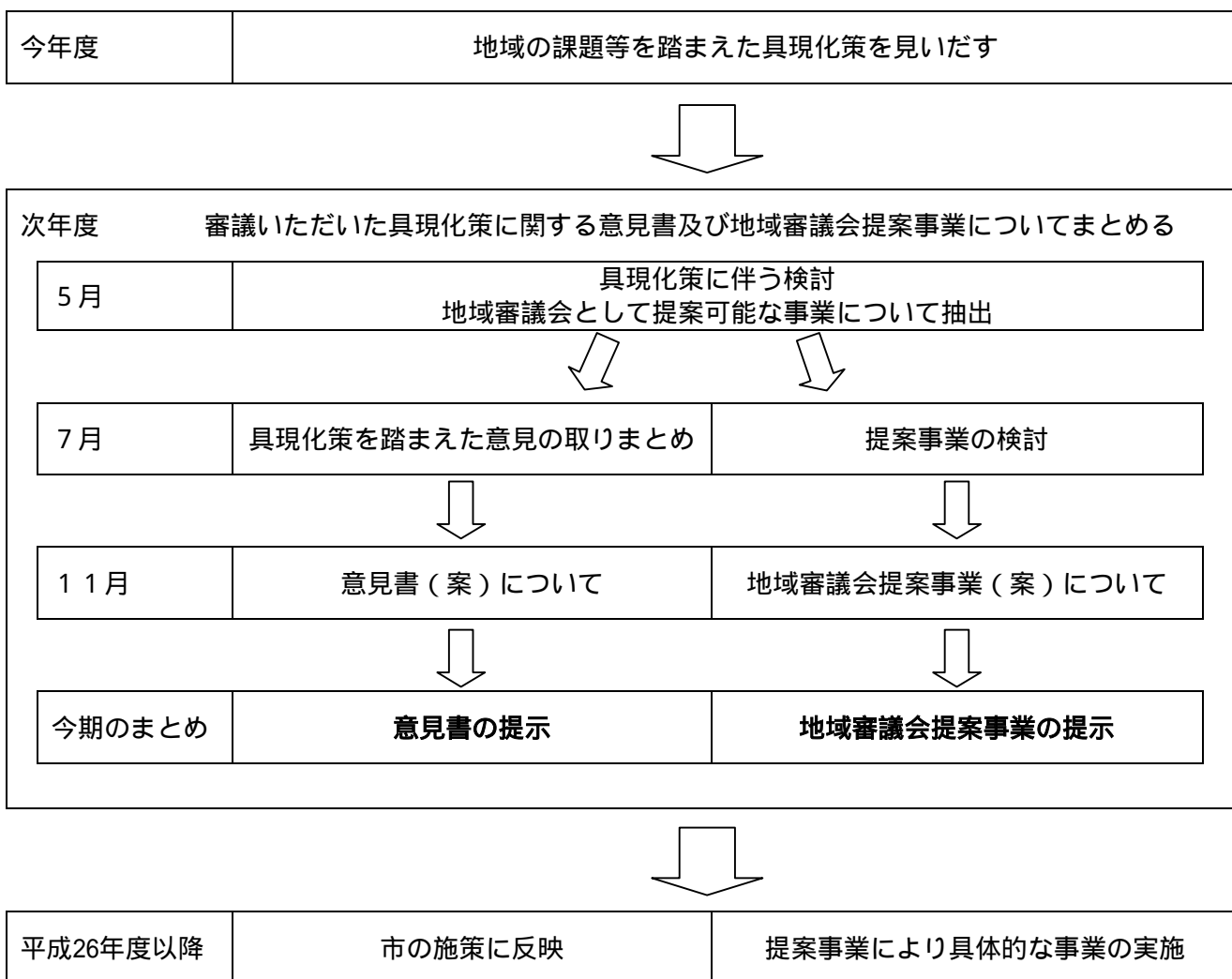
村上地区が抱える課題や推進すべき事項について意見出し【第2回】  
各取り組みを踏まえ、村上地区として抱える課題及び行政とともに各主体が推進すべき事項について意見をいただく。

実施時期 11月

いただいた意見に対する具現化策の見だし(方向性)【第3回】  
意見交換を踏まえ、具現化をするための方向性を整理し、確認していただく。

実施時期 3月

2 進行フロー【意見の反映】～次年度以降の具体的な進め方～



## 地域審議会事業提案に関する考え方

### 1 事業の趣旨

「定住の里づくりアクションプラン」で示した施策の方向性の実現や、各地区における緊急かつ重要な施策等について具現化した事業を地域審議会で提案し、第1次村上市総合計画後期実施計画期間内に実施する。

### 2 事業の概要

- (1) 1地区50万円以内(予定)のソフト事業とし、地区単位での事業とする。
- (2) 事業期間は平成26年度から28年度の3か年で自由に活用できるものとし、単年度及び複数年度での実施、事業数は問わないものとする。
- (3) 事業主体は市とし、地域審議会提案事業(仮)として予算計上し、自治振興課及び各支所地域振興課が担当する。
- (4) 各まちづくり協議会の事業計画と重複しない事業とする。

### 3 事業化までのフロー

平成24年度 各地区地域審議会で意見整理

平成25年度 平成24年度の意見を受け、事務局が事業計画案を審議会へ提示し、審議会提案事業としての事業計画を決定する。平成26年度から実施する場合は11月までに、平成27年度以降に実施する場合は平成26年2月までに決定する。

平成26～28年度 事業実施

### 4 その他

- (1) 他予算との合体施行の可否、支出科目の制限(営利目的など)等の詳細については別途定めるものとする。